

移住・就業支援金 申請の手引き

【令和8年度 はじめようハマライフ助成事業費補助金】

浜松市

市民協働・地域政策課

目 次

	頁
1 移住元要件	1
2 移住先要件	6
3 支援金の額	10
4 申請書類一覧	11
5 交付の条件	15
6 申請の期限	16
7 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法	17

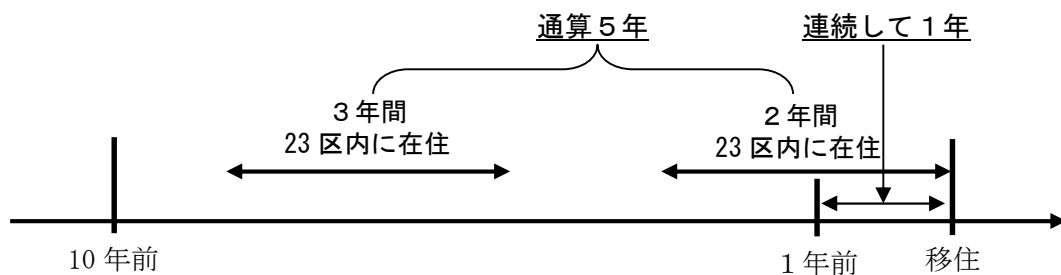
申請時において次の「1 移住元要件」と「2 移住先要件」の両方を満たす方が移住・就業支援金（以下「支援金」といいます。）の対象者となります

1 移住元要件

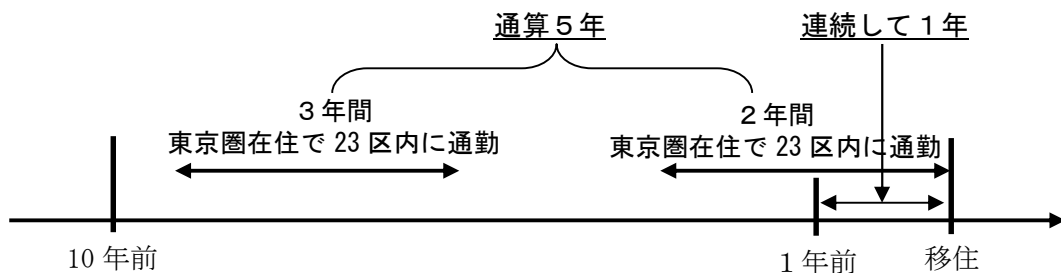
次の（１）と（２）の両方を満たす方

（１） 次のア、イのいずれかに該当

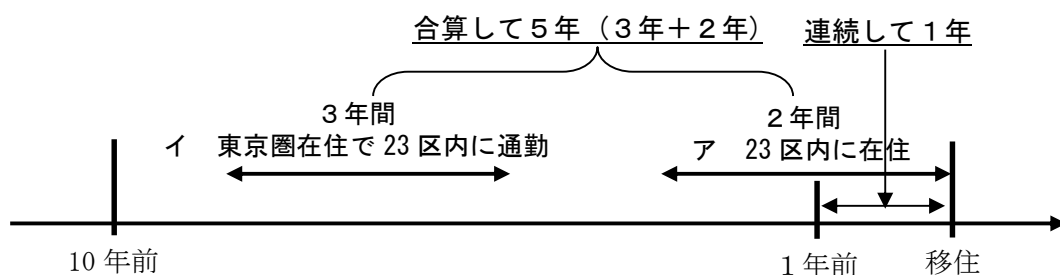
ア 浜松市へ移住※1する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住する直前に連続して1年以上、「東京23区内に在住していたこと」



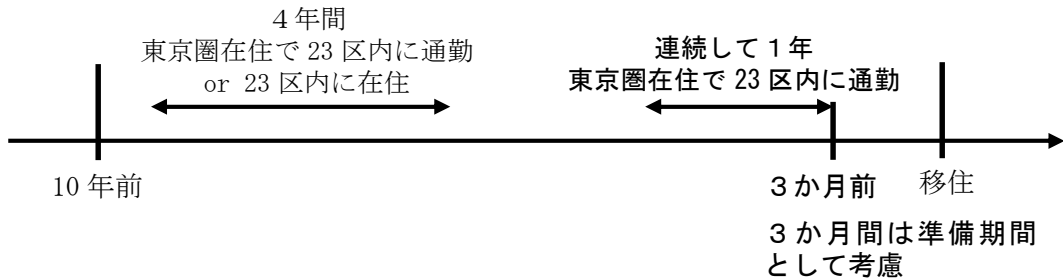
イ 浜松市へ移住する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住する直前に連続して1年以上、「東京23区以外の東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※2以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤※3をしていたこと」



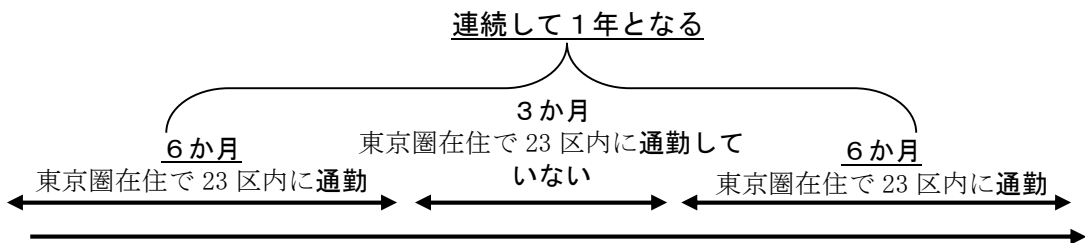
（注1）「ア 東京23区内に在住していたこと」と「イ 東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の法人等への通勤をしていたこと」を合算して、「移住する直前の10年間のうち通算5年以上 かつ 移住する直前に連続して1年以上」を満たしても対象となります。



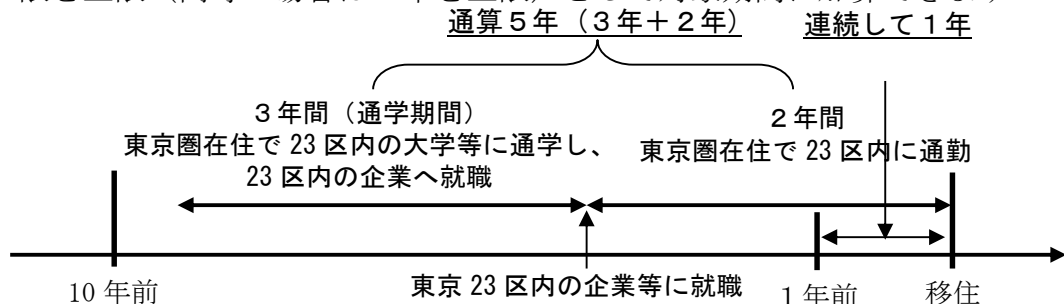
(注2) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「1年以上」の期間については、移住する3か月前までを起算点とすることができます。(ただし、3か月の期間中に東京圏(条件不利地域を除く)から転出している場合は対象外となります)



(注3) 「移住する直前に連続して1年以上、東京23区以外の東京圏に在住し、東京23区内の法人等への通勤」の「連続して」の「通勤」については、3か月以内の通勤していない期間であれば、連続しての通勤として取り扱います。



(注4) 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方については、通学期間も修業年限を上限(高専の場合は2年を上限)として対象期間に加算できます



※1 「移住」とは、住民票を浜松市に異動し、生活の本拠を浜松市へ移すことをいいます。

※2 「東京圏のうちの条件不利地域」とは、以下のとおりです。

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県：銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県：三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

※3 雇用者としての通勤の場合は雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。また、法人経営者、個人事業主、公務員として23区内へ通勤していた方も対象となります。

(2) 次のア～クの全てに該当

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ 申請者は(世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも)、過去10年以内に申請者を含む世帯員として、地域未来交付金(地域未来推進型(移住・起業・就業事業))又はその前歴事業を活用した移住支援金(以下「支援金」という。)を受給していないこと。ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、浜松市が認める場合を除く。
- エ 移住する直前に在住していた市区町村において、最近1か年市区町村税を滞納していないこと。
- オ 浜松市税を完納している者であること。
- カ その他市長が不相当と認めた者でないこと。
- キ 移住・就業支援金と趣旨を同じくする、市の他の助成制度による財政的支援を受けていない者、又は受ける見込みのない者
- ク 移住・就業支援金と趣旨を同じくする、国、他の地方公共団体又は公共団体の助成制度による財政的支援を受けていない者、又は受ける見込みのない者

2 移住先要件

次の（１）～（５）のいずれかに該当する方

- （１）『①の要件を満たす移住、かつ、②の要件を満たす就業』
- （２）『①の要件を満たす移住、かつ、③の要件を満たす就業』
- （３）『①の要件を満たす移住、かつ、④の要件を満たすテレワーク』
- （４）『①の要件を満たす移住、かつ、⑤の要件を満たす関係人口』
- （５）『①の要件を満たす移住、かつ、⑥の要件を満たす起業』

① 移住に関する要件

次のア、イの両方に該当する必要があります。

ア 支援金の申請時において、移住後１年以内であること。

イ 浜松市に、支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

② 就業に関する要件（一般の場合）

次のア～キの全てに該当する必要があります。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 都道府県のマッチングサイト※４に掲載されている支援金対象求人に就業すること。

ウ 申請者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務※５を務めている中小企業等への就業でないこと。

エ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において、当該中小企業等に就業していること。

オ マッチングサイトに上記イの求人が支援金の対象として掲載された日以降に同求人への応募をした※６こと。

カ 就業した当該中小企業等に、支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※４ 「マッチングサイト」とは、静岡県が東京圏の求職者と本県の中小企業等のマッチングを図るためのサイト「しずおか就職 net 内 静岡県移住・就業支援金求人サイト」になります (<https://shizuoka-job.jp/>)。

※５ 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

○会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）

取締役、会計参与、監査役

- 社会福祉法人
 理事、監事、評議員、会計監査人
- 医療法人、NPO 法人
 理事、監事

※6 「応募をした」とは、採用面接の申込みを行ったことをいいます。

③ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業※7又は先導的人材マッチング事業※8を利用して※9就業し、次のア～オの全てに該当する必要があります。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において、就業していること。
- ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

※7 「プロフェッショナル人材事業」とは、各道府県に設置するプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業と対話を重ね、「攻めの経営」への転進を促すとともに、人材のニーズを具体化し、職業紹介事業者等を介して、プロフェッショナル人材をマッチングする事業です。

※8 「先導的人材マッチング事業」とは、内閣府地方創生推進室が実施する事業で、地域金融機関等が地域企業の人材ニーズを調査・分析し、職業紹介事業者等と連携するなどしてハイレベルな経営人材等のマッチングを行う取組に対して支援を行う事業です。

※9 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業の利用の有無については、就業先の企業へお問い合わせください。

④ テレワークに関する要件

次のア～ウに該当する必要があります。

- ア 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により住民票を浜松市に異動した場合であって、浜松市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から資金提供されていないこと。

※法人経営者や個人事業主の方は、担当課に個別に御相談ください。

⑤ 関係人口に関する要件

次に掲げるアのいずれかに該当し、かつイのいずれかに該当すること。

ア 支給対象者の要件

（ア）移住前に本市の移住相談窓口を利用して移住相談を3回以上行った者

（イ）移住前に本市の職員または移住コーディネーターによる現地案内を受けた者

（ウ）移住前に本市が開催する移住者交流会や移住セミナーに参加した者

（エ）移住前に市の中山間地域 Welcome 集落制度を利用して現地案内等を受けた者

イ 地域の担い手確保の要件

（ア）前（ア）（イ）（ウ）については市内の法人または農林水産業に就業した者※10

（イ）前（エ）については当該集落に移住して集落の自治会に加入した者

ウ 前イ（ア）の市内の法人への就業は、次の①～④の全てに該当する必要があります。

① 申請者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務※11を務めている市内の法人への就業でないこと。

② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて市内の法人に就業し、かつ、申請時において、当該法人に就業していること。

③ 就業した当該市内の法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

※10 「農林水産業に就業した者」とは、以下をいいます。

○農林水産業の関係する組合員となり、その業で開業した者

なお、漁業については沿岸漁業、湖面漁業、養魚漁業に限ります。

※11 「経営を担う職務」とは、以下をいいます。

○会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）

取締役、会計参与、監査役

○社会福祉法人

理事、監事、評議員、会計監査人

○医療法人、NPO 法人
理事、監事

⑥ 起業に関する要件

静岡県が実施する地域創生起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること(起業支援金の詳細については、起業支援金事務局「(公財) 静岡県産業振興財団 054-254-4511」へお問い合わせください。)

3 支援金の額

支援金の額は次のとおりです。

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯※13での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合※14	18歳未満の者一人につき <u>100万円</u> を加算

※13 2人以上の世帯については、次のア～エの全てに該当する世帯に限ります。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住する前の居住地において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において、移住後1年以内であること。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

※14 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の加算

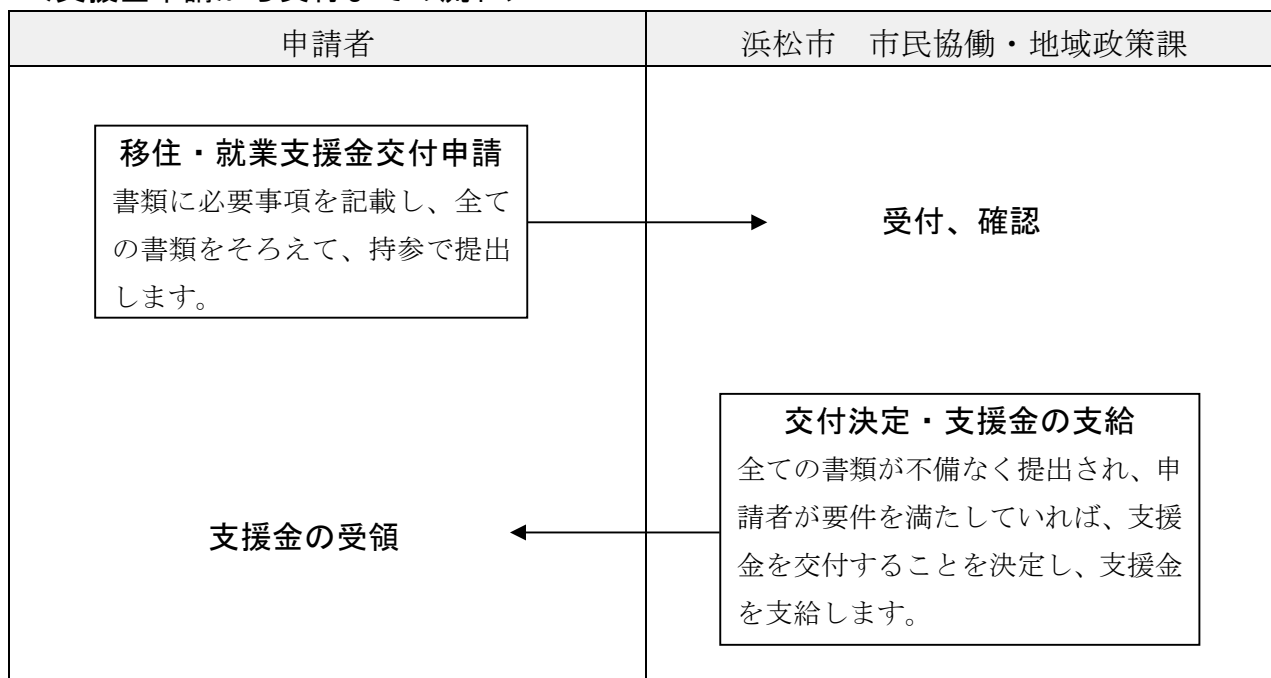
- ・ 18歳未満の世帯員とは、申請年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員をいいます（ただし、申請年度の4月2日が18歳の誕生日の場合は対象）。
- ・ 18歳未満の世帯員は、原則としてどのような続柄であっても対象となりますが、申請者からみて18歳未満の世帯員が配偶者である場合は対象となりません。

4 申請書類一覧

支援金の申請に当たっては、次の書類を提出してください。

区分	申請書類チェック欄
(1) 全員が提出必須の書類	12ページ
(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ	13～14ページ
(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主の方のみ	
(4) 東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ(通学期間も移住元としての対象期間に含める場合のみ)	
(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ	

<支援金申請から交付までの流れ>



※支援金の申請は同一世帯で1回限りとなります。

ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、浜松市が認める場合を除く。

(1) 全員が提出必須の書類

- 移住・就業支援金交付申請書（第1号様式）
- 写真付き身分証明書のコピー
例：運転免許証、個人番号カード（表面）、パスポート等のコピー
- 浜松市での住民票
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住前の5年間の在住地及び在住期間を確認できる住民票の除票または、戸籍の附票
※世帯向けの金額を申請する場合は申請者を含む世帯員全員分
- 移住直前に在住の市区町村において最近1か年の市区町村税を滞納していないことを証明する書類（例：市区町村税の完納証明書、納税証明書）
※納税証明書の場合
令和8年6月までの申請→令和6年度分
令和8年7月以降の申請→令和7年度分

<以下は移住先の要件等で該当するものを提出>

- ① 就業の場合
 - 就業証明書（第2号様式）
- ② テレワークの場合
 - テレワーク就業証明書（第2号様式の2）
 - ・法人経営者又は個人事業主の方
 - テレワーク就業時間の証明書（第2号様式の3）
- ③ 関係人口の場合
 - (A) 市内の法人に就業した場合
 - 就業証明書（第2号様式）及び労働条件通知書等の写し
 - (B) 農林水産業に就業した場合
 - ・農業
 - 開業届の写し
 - 農業協同組合の組合員であることを証明する書類
 - 農地を取得または借り受けたことを証明する書類
(農地法第3条申請による許可書の写し 等)
 - ・林業
 - 開業届の写し
 - 森林組合の組合員であることを証明する書類
 - 雇用主による就業証明書及び労働条件通知書等の写し
または、請負契約書の写し

・漁業

- 開業届の写し
- 漁業協同組合の組合員であることを証明する書類
- 雇用主による就業証明書及び労働条件通知書等の写し

(C) Welcome集落に移住して集落の自治会に加入した場合

- 浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金に関する自治会加入証明書（第2号様式の4）

④ 起業の場合

- 起業支援金の交付決定通知書のコピー

(2) 東京圏に在住し、23区内の法人等への通勤していた方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
例：就業証明書、退職証明書、雇用保険の離職票等

(3) 東京圏に在住し、23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主であった方のみ

- 移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
例：履歴事項全部証明書、開業届写し、業務委託契約書、事務所の不動産に係る賃貸借契約書等

(4) 東京圏から23区内の大学に通学し、23区内の企業等へ就職した方のみ

(注)通学期間を移住元としての対象期間に含める場合のみ

- 在学期間や卒業校を確認できる書類 例：卒業証明書、成績証明書等
- 移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
例：就業証明書、退職証明書、雇用保険の離職票等

(5) テレワークに関する要件に該当する法人経営者又は個人事業主の方のみ

- (法人経営者の方のみ) 履歴事項全部証明書の写し (発行後3か月以内)
- (個人事業主の方のみ) 開業届の写し又は確定申告書等の写し
- 事業に係る納税証明書
- (個人事業主の方のみ) 移住元で行っていた業務を移住後 (申請日以降) もテレワークによって継続していることを確認できる書類
例：業務委託契約書、注文書 (発注書)、注文請書 (受注書)、請求書の写し、請求金額を受領したことを証明する通帳の写し等

※移住前に行っていた業務を申請日以降も継続していることを契約期間等により確認できるものとします

- (個人事業主の方のみ) 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可。または上記の業務委託契約書、請求書の写し、請求金額を受領したことを証明する通帳の写し等でも可)

※移住後にテレワークを開始した場合は、3か月間以上のテレワーク業務の実態と、その実態を確認できる書類が無いと申請できないことに留意すること。

5 交付の条件

次の（１）から（６）は、交付を決定する際の条件となります。

- (1) 移住・就業支援金の申請日から５年以内に浜松市での居住が困難となった場合、または移住・就業支援金の申請日から１年以内に交付の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、浜松市はじめようハマライフ助成事業費補助金に関する自主返還申出書（第３号様式）を提出しなければならない。

なお、市長は当該報告がない場合は、（５）に定めるとおり、移住・就業支援金の交付の決定を取消することができる。

- (2) 移住・就業支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び浜松市から求められた場合には、それに応じなければならない。（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、（３）に定める返還請求を行う場合があります。）
- (3) 市長は、交付した移住・就業支援金について、次に掲げる要件に該当する場合には、移住・就業支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。

ア 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住・就業支援金の申請日から３年未満に浜松市から転出した場合
- (ウ) 移住・就業支援金の申請日から１年以内に交付の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援金の交付決定を取り消された場合

イ 半額の返還

移住・就業支援金の申請日から３年以上５年以内に浜松市から転出した場合

- (4) 浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）に基づく市長の指示に従うこと。
- (5) 規則１７条第１項の規定により移住・就業支援金の交付の決定の取消しを受け、移住・就業支援金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (6) 移住・就業支援金の返還の請求を受け、当該移住・就業支援金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

注) 返還の要件に該当し、交付決定の取消しを受けた場合は、補助金の返還の他に民法上の違約金としての加算金（年 10.95%）を請求します。また、補助金の返還が遅れた場合は損害遅延金（年 10.95%）を請求します。

6 申請の期限

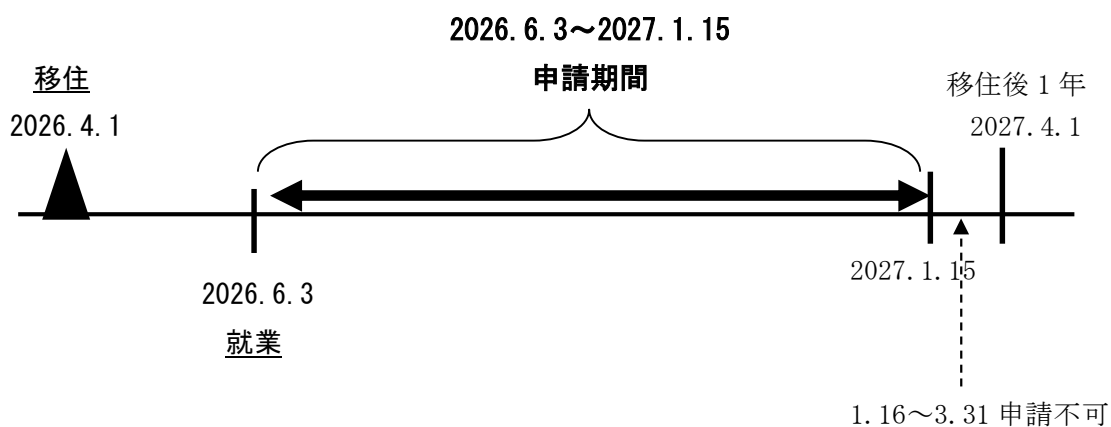
2027年1月15日（金）までに申請してください。

※ただし、予算の状況によっては期限を変更する可能性がありますので、申請要件を満たした場合は、なるべく早めに申請してください。

<申請期間>

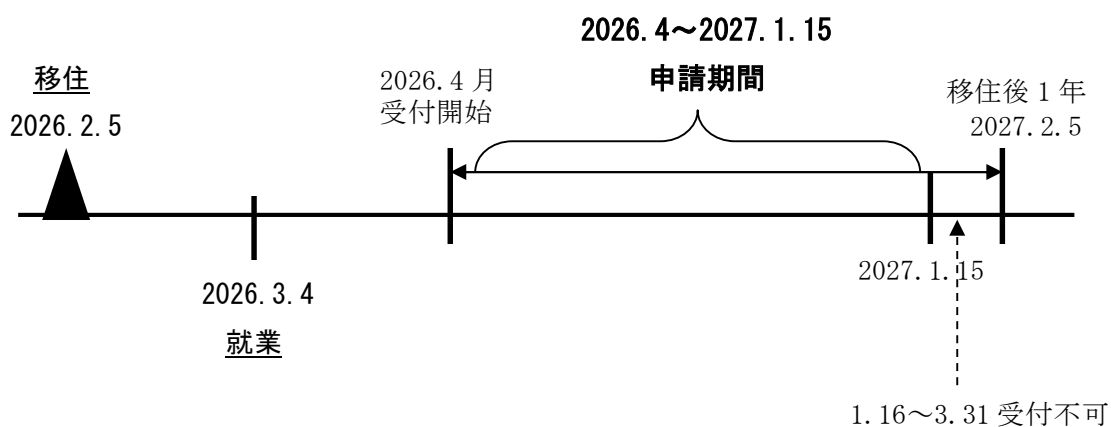
○パターン1

2026年4月1日に移住し、同年6月3日に対象企業に就業した場合



○パターン2

2026年2月5日に移住し、同年3月4日に対象企業に就業した場合



7 問い合わせ先、申請書の提出先・提出方法

(1) 問い合わせ先、申請書の提出先

浜松市 市民部 市民協働・地域政策課 移住グループ
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 市役所本館3階
電話番号 053-457-2243
E-Mail iju@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(2) 提出方法

持参による提出

- ※ 写真付き身分証明書で本人確認するため必ず持参によりご提出ください。
- ※ 持参する際は、事前にご連絡ください。
- ※ FAXやE-Mailでの提出はできません。
- ※ 提出書類に不備が無かった場合のみ受付します
(不備があった場合は、書類をお返しします。)